

★ 保険申込みにあたり、提出書類の確認にご利用ください。(本紙の提出は不要です。)

あんしん既存住宅売買瑕疵保険・建物状況調査 提出書類一覧 【戸建住宅専用】

西暦	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
和暦	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
西暦	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
和暦	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	

申込書および添付書類		備考	
申 込 関 係 書 類	<input type="checkbox"/> あんしん既存住宅売買瑕疵保険契約兼建物状況調査申込書【戸建住宅専用】 <input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 各階平面図またはこれに代わる図面等 <input type="checkbox"/> 新耐震基準等に適合していることが確認できる資料	本帳票1枚目 間取(併用住宅の場合は各室の用途)、壁の位置および開口部の位置がわかるもの(木造または鉄骨造の場合は、床下点検口および小屋裏点検口の図示が必要です。) 下表「新耐震基準等に適合していることが確認できる資料一覧」のいずれかの資料が必要です。	
	リフォーム工事中または引渡しまでの間にリフォーム工事予定の住宅	リフォーム工事全て <input type="checkbox"/> リフォーム工事の内容がわかる資料 構造の工事を含む場合 <input type="checkbox"/> 構造図等 <input type="checkbox"/> 工事工程表 防水の工事を含む場合 <input type="checkbox"/> 防水措置の状況に関する資料 <input type="checkbox"/> 工事工程表	構造の工事とは、耐力壁、筋交い、柱・梁、小屋組の新設または撤去を伴う工事をいいます。 防水の工事とは、防水層の新設または撤去を伴う屋根工事・外壁工事をいいます。
	住宅により異なるもの	<input type="checkbox"/> あんしん既存住宅売買瑕疵保険 不具合状況確認シート【戸建住宅専用】 <input type="checkbox"/> 住宅あんしん保証の他の保険契約で実施した現場検査結果または事前現場検査結果に関する資料	本帳票3枚目 (保険対象部分のいずれかに不具合がある場合に添付が必要です。) 過去の検査結果または事前現場検査の結果を活用して検査を省略する場合に必要です。

新耐震基準等に適合していることが確認できる資料一覧

□「保険対象住宅の建築確認日が1981年(昭和56年)6月1日以降の場合」

資料	建築確認日等(※)	発行者等	その他条件	備考
建築確認に関する資料	確認済証、建築確認通知書または検査済証の写し 建築確認に係る記録を証明する書類の写し	特定行政庁	昇降機等に関するものを除きます。	「建築確認記載事項証明」「確認台帳記載事項証明」等の資料(行政庁により呼称が異なります。)または建築計画概要書で確認済証交付年月日の記載および行政庁の発行印等があるもの(窓口で交付されない場合でも、情報開示請求等の手続きで入手できることがあります。)
住宅金融公庫融資に関する資料(フラット35の融資を含む)	公庫融資[設計検査]に関する通知書の写し 公庫融資[現場検査]に係る通知書(竣工時)の写し	設計検査の合格年月日 現場検査(竣工時)の合格年月日	適合証明検査機関	合格年月日が昭和56年6月1日以降のものに限り 合格年月日が昭和58年4月1日以降のものに限り
登記事項証明書の写し	登記の原因(新築)の日	法務局	登記の原因(新築)の日付が昭和58年4月1日以降のものに限り	これらの資料は、建物状況調査の「耐震性に関する書類の確認」では、書類なしの扱いとなります。
新築時の建設住宅性能評価書の写し	評価書交付年月日	住宅性能評価機関		
(新築)住宅瑕疵担保責任保険の保険証券または保険付証明書の写し	保険契約締結日			
保険法人検査に係る保険法人検査実施確認書の写し	最終検査実施日	住宅瑕疵担保責任保険法人		共同住宅にあつては同一住棟の他の住戸に発行したものを含みます。
既存住宅売買瑕疵保険の保険証券または保険付証明書の写し	保険契約締結日			

□「保険対象住宅の建築確認日が不明もしくは1981年(昭和56年)5月31日以前の場合」または「構造耐力上主要な部分の新設または撤去を含むリフォーム工事等が行われた場合」

資料	建築確認日等(※)	発行者等	その他条件	備考
耐震基準適合証明書の写し 住宅耐震改修証明書の写し 固定資産税減額証明書の写し 耐震改修に関して発行された増改築等工事証明書の写し	証明年月日	確認検査機関 住宅性能評価機関 建築士 住宅瑕疵担保責任保険法人 地方公共団体	原則として図面・計算書等の根拠資料が必要です。また、証明者の記名・押印があるものに限り	租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類又は地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類であつて所定の税制特例を受けるために必要となる証明書です。
構造計算書または構造確認書(建築士法第20条第2項に規定する証明書)等の写し	作成年月日	建築士事務所	原則として図面・計算書等の根拠資料が必要です。また、発行者(建築士事務所の場合は建築士)の記名・押印があるものに限り	建築士が現行建築基準(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章および第5章の4に定める構造耐力基準)に適合していることを、仕様規定への適合性の確認または構造計算により確認したことを証する書類です。
耐震診断結果報告書の写し		確認検査機関 住宅性能評価機関 建築士事務所 地方公共団体	原則として図面・計算書等の根拠資料が必要です。また、発行者(建築士事務所の場合は建築士)の記名・押印があるものに限り	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第4条第1項に規定する基本方針のうち同条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項に基づいて発行者が耐震診断を行い、作成した書類です。
既存住宅売買瑕疵保険の保険証券または保険付証明書の写し	保険契約締結日	住宅瑕疵担保責任保険法人	保険契約締結日が平成25年1月1日以降のものに限り	
既存住宅に係る建設住宅性能評価書の写し	評価書交付年月日	住宅性能評価機関	耐震等級が1以上必要です。	耐震等級とは、評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)第5の1の1-1(4)イおよびロに規定する基準(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止))に係る評価とします。

※ 提出する書類に応じた日付を申込書の「建築確認日等」の欄にご記入ください。

受理証等送付先メールアドレス ・はじめて使用するメールアドレスの場合は、仮登録後に本登録承諾確認メールが届きます。本登録承諾確認メールが届いたらメール記載のURLにアクセスし、「承諾」をクリックしてください。(これにより本登録が完了します。)

・2つ以上のメールアドレスへの送信をご希望の場合は、「受理証等送付先メールアドレス記入シート」をご提出ください。



★ 建物状況調査の申込みをする場合は、必ずお読みください。(本紙の提出は不要です。)

建物状況調査 契約内容のご案内

この「建物状況調査 契約内容のご案内」は、株式会社住宅あんしん保証（以下「弊社」といいます。）の建物状況調査業務の内容をご理解いただくために特に重要な事項を説明したものです。必ずご一読のうえ、内容をご確認いただき大切に保管くださいますようお願いいたします。

なお、本書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては建物状況調査業務委託約款等を十分ご覧いただくことをあわせてお願いいたします。ご不明な点については、取次店または弊社までお問い合わせください。

1 ご契約の概要

- 弊社は、依頼者からの依頼に基づき、業務委託契約約款の定めに従い、宅地建物取引業法第34条の2第1項第4号に規定する建物状況調査（以下「建物状況調査」といいます。）を実施します。
- 業務委託契約約款には、調査の内容や依頼者と弊社が負う責任など、建物状況調査委託契約の内容を規定しています。

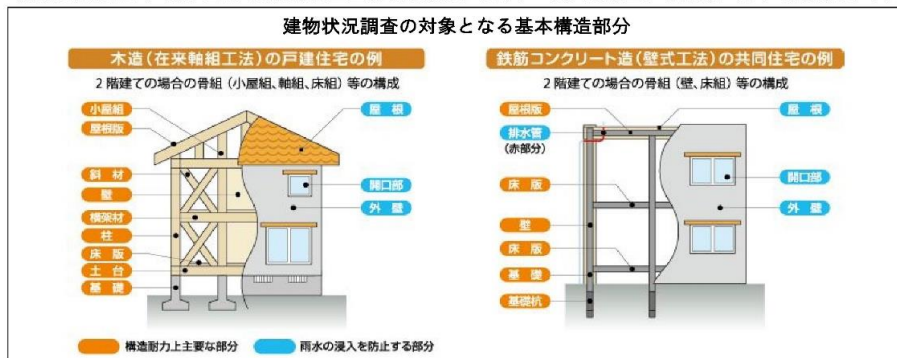
2 調査の内容

(1) 調査の方法

弊社は、既存住宅状況調査方法基準（平成29年国土交通省告示第82号）およびあんしん既存住宅売買瑕疵保険・あんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険（仲介事業者コース）の検査運用基準に基づき、目視・計測を中心とした非破壊調査を行います。

(2) 調査対象部分

建物状況調査は、既存住宅の構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分に対して実施します。



3 調査内容を変更または中止する場合

次のいずれかに該当する場合は、実情に適するように調査内容を変更することや、調査を中止することがあります。

- ①対象住宅の建て方（隣家等との距離等）、床下・小屋裏点検口が無いこと等により調査が困難または不可能な場合
 - ②容易に移動させられない家具等がある場合
 - ③洪水、台風、暴風、暴風雨、せん風、たつ巻き、豪雨、積雪その他の天候不順、対象住宅の火災等または変乱、暴動、騒じょう、労働争議等により調査を実施することが困難な場合
- 調査実施日の時点で対象住宅の所有者、居住者または管理者が依頼者と異なる場合は、調査の実施前にその承諾を得てください。この承諾がない場合は、調査を実施しません。
- 調査を中止した場合で、再検査を希望するときは、再検査（有料）をお申込みください。

4 調査結果のご報告

- 弊社は、建物状況調査を実施した後、依頼者に対して遅滞なく調査結果をご報告します。なお、調査結果をあんしん既存住宅売買瑕疵保険またはあんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険（仲介事業者コース）に「給排水管路補償特約」または「管路・設備補償特約」を付帯する場合は、これらの特約の対象となる部分に対する検査結果についてもあわせてご報告します。
- 弊社は、調査結果をあんしん既存住宅売買瑕疵保険またはあんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険（仲介事業者コース）の保険期間満了まで（当該保険申込みの取下げまたは解除があったときは、調査を実施した日から2年間）保管するものとします。保管期間満了後のご照会等にはお答えできませんので、ご了承ください。
- 調査結果は、次の判定または保証をするものではありません。
 - ①瑕疵（契約不適合）に該当するか否かの判定
 - ②対象住宅に瑕疵（契約不適合）または劣化事象等がないことの判定または保証
 - ③建築基準関係法令等への適合性の判定
 - ④対象住宅が、既存住宅個人間売買瑕疵保険契約の対象となることの判定
 - ⑤調査結果報告書の記載内容について、調査完了時点からの時間経過による変化または経年劣化がないことの保証

5 調査料の支払方法

調査料は、原則として、あんしん既存住宅売買瑕疵保険またはあんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険（仲介事業者コース）の検査手数料とあわせてお支払いいただきます。

★ 建物状況調査の申込みをする場合は、必ずお読みください。(本紙の提出は不要です。)

ご注意事項

再委託

弊社は、調査の全部または一部を弊社の指定する者に委託する場合があります。

弊社の損害賠償責任

調査結果または報告書の内容に誤りがあり、これにより依頼者に損害が生じた場合は、弊社は損害賠償責任を負うものとします。弊社が債務不履行または不法行為により依頼者に対して負う損害賠償責任は、10万円または調査料のいずれか高い金額を限度とします。

第三者への損害および第三者との紛争

調査に起因して第三者に損害を及ぼしたときまたは紛争を生じたときは、依頼者と弊社が協力して解決にあたるものとします。これらに要した費用は、弊社の責めに帰すべき事由による場合にかぎり、弊社の負担とします。

個人情報の取扱い

弊社は、皆様からお預かりした大事な個人情報を以下のとおり取扱います。

(1) 個人情報の利用目的

弊社は、個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。

- ①本サービスの提供、契約の維持管理
- ②本サービス以外の保険・保証契約・金融制度等の商品・サービス（関連会社・提携会社が取扱う商品・サービスを含みます。）のご案内・ご提供や引受けの審査およびこれらの業務の履行、契約の維持管理

(2) 個人情報の提供

弊社は、次の場合を除いて、個人情報を第三者に提供することはありません。

- ①あらかじめ、ご本人が同意されている場合
- ②法令に基づく場合
- ③個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先等の第三者に提供する場合
- ④弊社グループ会社等との間で共同利用を行う場合

(3) 個人情報の委託

個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、取次店等に個人情報を委託します。その場合、個人情報保護の観点から信頼できる先に委託します。

(4) 個人情報の取扱い

詳細については、弊社ホームページ (<https://www.j-anshin.co.jp/>) の「個人情報の取扱いについて」をご覧ください。

(ご連絡先)



株式会社住宅あんしん保証

一級建築士事務所（東京都知事登録第 61368 号）

所在地：東京都中央区京橋 1-6-1 三井住友海上テプロビル 6 階

電話番号：03-6824-9440（受付時間：月～金 9：00～17：30）